

京都府道路関係条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 地方分権改革の推進のため、国の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。このうち道路関係法の改正に伴い、地域の実情に応じた適切な道路構造とするための関係条例（案）を策定するため、京都府道路関係条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は6名とする。

- 2 委員会の委員は、学識経験を有する者のほか、相当と認められる者のうちから知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員は非常勤とする。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員会の委員の互選により選出する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第5条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 道路構造令の京都府条例（案）
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の京都府条例（案）
- (3) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の京都府条例（案）

(解散)

第6条 委員会は設置目的を達成したときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設交通部道路計画課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行する。